

## 学校施設開放運営委員会補助金交付要領

### (目的)

第1条 この要領は、学校施設開放事業の実施主体である学校施設開放運営委員会（以下「運営委員会」という。）への補助金の交付について、神戸市補助金等の交付に関する規則（平成27年3月神戸市規則第38号。以下「補助金規則」という。）、神戸市立学校施設目的外使用規則（昭和42年10月教育委員会規則第10号）、神戸市立学校施設開放事業要綱（以下「開放事業要綱」という。）に定めがあるもののほか、必要な事項を定める。

### (補助対象)

第2条 この補助金の対象となる事業は、開放運営委員会が実施する開放事業要綱第3条第1項第1号から第5号に定める事業とする。

### (補助金の額)

第3条 補助金の額は、別表第1のとおりとする。

2 市民図書室について、地域事情等により前項の単価表の適用が難しいと市長が特に認める場合は、個別の単価を設定することができる。

### (交付申請)

第4条 運営委員会が補助金規則第5条第1項に基づき補助金等の交付を申請するときは、当該年度の事業開始日までに、次に掲げる書類を市長あてに提出しなければならない。

- (1) 神戸市立学校施設開放事業補助金申請書（様式第1号）
- (2) 開放形態一覧
- (3) 補助金算定表
- (4) 年間利用計画表
- (5) 運営委員会名簿
- (6) その他市長が必要と認める書類

2 夜間体育館の実施日数を年度途中で変更する場合は、神戸市立学校施設開放事業補助金追加交付申請書（様式第2号）を提出することができる。

### (交付の決定)

第5条 市長は、補助金規則第6条による補助金の交付決定を行うときは、次に掲げる書類により申請後1か月以内に申請者に通知するものとする。

- (1) 神戸市立学校施設開放事業補助金交付決定通知書（様式第3号）
- (2) その他市長が必要と認める書類

### (補助金の請求)

第6条 補助を受けようとする運営委員会は、神戸市立学校施設開放事業補助金請求書（様式第4号）を市長の定める期日までに市長に提出しなければならない。

### (補助金の取り消し)

第7条 市長は、補助金交付の決定を受けた運営委員会が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 補助金を他の用途に使用したとき。

(2) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件その他法令に基づく命令に違反したとき。

2 市長は、前項の規定により取り消したときは、運営委員会に対し、神戸市立学校施設開放事業補助金交付決定取消通知書（様式第5号）により通知する。

（補助金の精算）

第8条 補助を受けた運営委員会は、当該年度の事業終了後1か月以内に次に掲げる書類を市長あてに提出し、事業報告を行わなければならない。

(1) 神戸市立学校施設開放事業実施報告書兼補助金精算書（様式第6号）

(2) 補助金精算内訳書

(3) 通帳写し

(4) 事業の実施状況がわかる書類

2 補助を受けた運営委員会は、市長から前項の書類の検査に基づき補助金の返還請求があったときは、市長の定める期日までに市長の指定する方法で精算し、返還しなければならない。

（交付額の確定）

第9条 市長は、補助金規則第16条及び前条による補助金の交付額の確定を行ったときは、神戸市立学校施設開放事業補助金額確定通知書（様式第7号）により、速やかに運営委員会に通知するものとする。

2 市長は、確定した交付額を超える補助金が既に交付されているときは、期限を定めて、確定した交付額を超える部分の補助金の返還を命じるものとする。

（補助金の返還）

第10条 開放事業要綱第8条の規定により、教育長が開放事業の休止又は廃止を承認した場合は、市長は既に補助金を交付しているときは、期限を定めて補助金を返還させるものとする。

（その他）

第11条 この要領に定めるもののほか、補助金の交付に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、令和4年10月24日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年5月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年1月31日から施行する。

別表第1(開放形態別補助金単価表)

(単位:円)

補助金項目			金額
小学校 運営費(年額)			50,000
中学校・高等学校・その他 運営費(年額)	基本額(最初の1形態)	休日運動場、 夜間運動場、 休日体育館、 夜間体育館、 教室	60,000
	加算額(2形態目～)		各 20,000
運営費加算(年額)	夜間体育館開放 実施日数	週1～3日	12,000
		週4日	24,000
		週5日	36,000
自由開放(運動場) 運営費(年額)			5,000
地域貢献事業(年額)			30,000
開放管理者 報酬(月額)			12,000
自由開放指導員 報酬(時給)	休日(1人配置)		500
	夜間(2人配置)		750
市民図書室 運営費(年額)	貸出者数 (前々年度下半期+前年 度上半期実績)	～499人	24,000
		500人～1,499人	30,000
		1,500人～	36,000
市民図書室 図書購入費(年額)	貸出者数 (前々年度下半期+前年 度上半期実績)	～499人	100,000
		500人～1,499人	120,000
		1,500人～	150,000
	新設する場合(新設後、5年以内)		360,000
市民図書室管理者 報酬(年額)	年間開室時間数	300～399.5時間	186,000
		400～549.5時間	261,000
		550～699.5時間	336,000
		700時間～	411,000